

平成21年5月12日

各 位

会 社 名:株式会社協和エクシオ
(コード:1951 東証第一部)
代表者名:代表取締役社長 石川 國雄
問合せ先:常務取締役財務部長 鈴木 喜晶
(TEL:03-5778-1106)

会 社 名:株式会社カナック
(コード:1750 大証第二部)
代表者名:代表取締役社長 山田 栄
問合せ先:専務取締役 阿部 信
(TEL:087-889-8111)

株式会社協和エクシオによる株式会社カナックの株式交換による 完全子会社化に関する契約締結のお知らせ

株式会社協和エクシオ(以下、「協和エクシオ」といいます。)と株式会社カナック(以下、「カナック」といいます。)は、平成21年5月12日開催の取締役会において、平成21年9月1日を効力発生日として、下記のとおり、協和エクシオを完全親会社、カナックを完全子会社とする株式交換(以下、「本株式交換」といいます。)を行うことをそれぞれ決議し、株式交換契約を締結いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本株式交換は、協和エクシオについては、会社法第796条第3項の規定に基づき簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を得ずに行う予定であり、カナックは平成21年6月19日開催予定の定時株主総会の承認を得て行う予定です。

本株式交換の結果、カナックの普通株式は平成21年8月26日に株式会社大阪証券取引所(以下、「大阪証券取引所」といいます。)において上場廃止となる予定です。

記

1. 株式交換による完全子会社化の目的

(1)本株式交換の目的及び背景

協和エクシオは、平成17年4月にカナックが実施した第三者割当増資の引受けによりカナックを子会社化しました。以来両社は、相互の経営資源の有効活用等により四国地方における施工基盤の強化を図るなどグループシナジーの実現に向けて注力してまいりました。

しかしながら、両社は、事業を取り巻く環境が急激に変化している中、顧客のより高度且つ多様なニーズに的確に対応するためには、全ての通信事業者、全ての通信設備構築に対応できる全国施工体制の充実と、四国地方の施工能力の一層の強化によるグループ力の発揮が必須であると判断いたしました。

その実現に向けて、両社一心同体となって体制を強化すべく、両社は、協和エクシオを完全親会社、カナックを完全子会社とする株式交換を行うことといたしました。併せて、カナック全社を挙げた経営・事業両面での抜本的な施策を以下のとおり実施することといたします。

①経営リソースの最適化

カナックの強みである通信建設事業の一層の強化を図るとともに、成長分野である移動体通信部門を強化します。また、民間建設事業の選択と集中を推進し、効率化を図ります。

②コスト削減

カナック子会社の再編による収益力の強化、並びに重複業務の見直しによる効率化を推進します。

(2) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換を実施した場合には、その効力発生日である平成21年9月1日をもってカナックは協和エクシオの完全子会社となります。完全子会社となるカナックの普通株式は、大阪証券取引所の有価証券上場規程及び上場廃止基準に従い、所定の手続を経て、平成21年8月26日に上場廃止(最終売買日は平成21年8月25日)となる予定です。上場廃止後は大阪証券取引所においてカナックの普通株式を取引することはできません。

(3) 上場廃止を目的とする理由及び代替措置の検討状況

本株式交換の目的は、上記(1)に記載のとおり、カナックが協和エクシオの完全子会社となることによって、迅速な意思決定と機動的な事業運営、経営リソースの最適化を行い、グループ全体の企業価値の極大化を図っていくことを企図するものであり、カナックの上場廃止そのものを目的とするものではありませんが、本株式交換によりカナックが協和エクシオの完全子会社となる結果、大阪証券取引所の有価証券上場規程及び上場廃止基準に従ってカナックは上場廃止となる予定です。

一方、カナックの普通株式が上場廃止となった後も、本株式交換の対価である協和エクシオの普通株式は、株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)に上場されており、東京証券取引所において取引が可能です。本日付で別途開示のとおり、協和エクシオは、投資家の利便性を高め、個人投資家をはじめとする投資家層の幅を広げることを目的に平成21年7月1日を効力発生日として単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更する予定です。カナックの株主に割当てられる協和エクシオの単元株式については、東京証券取引所での取引が可能となります。なお、カナックの株主のうち、協和エクシオの単元未満の株式を所有することとなる株主においては、当該単元未満の協和エクシオの株式を取引所市場において売却することはできませんが、株主の希望により買取りの制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細については、下記2.(2)-(注)3.をご参照下さい。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、下記2.(2)-(注)4.をご参照下さい。

また、カナックの株主は、上場廃止日の前営業日である最終売買日までは、大阪証券取引所においてその保有するカナック株式を従来通り取引することができるほか、会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

(4) 公正性を担保するための措置

カナックは協和エクシオの連結子会社であり、両社の間には後記のとおり人的関係もあることから、株式交換比率の公正性・妥当性を担保するための措置として、両社は個別に独立した第三者算定機関を選定し、その算定結果の報告を受けました。両社は、かかる算定結果を参考に、交渉・協議を行い、その結果合意された株式交換比率により本株式交換を行うこととしました。

(5) 利益相反を回避するための措置

協和エクシオの取締役のうち、津田俊雄はカナックの取締役を兼任しており、カナックにおける本株式交換の意思決定に関与しうる立場にあるため、利益相反回避の観点から、協和エクシオの本株式交換に係る取締役会における審議及び決議に参加していません。また、同様の理由で、津田俊雄はカナックの本株式交換に係る取締役会における審議及び決議に参加していません。

2. 株式交換の要旨

(1) 株式交換の日程

株式交換決議取締役会（両社）	平成21年 5月12日(火)
株式交換契約締結（両社）	平成21年 5月12日(火)
株式交換承認株主総会（定時）（カナック）	平成21年 6月19日(金)（予定）
上場廃止日（カナック）	平成21年 8月26日(水)（予定）
株式交換の予定日（効力発生日）	平成21年 9月 1日(火)（予定）

(注) 協和エクシオは、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の承認を得ずに行う予定です。

(2) 株式交換に係る割当ての内容

会社名	協和エクシオ (株式交換完全親会社)	カナック (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当ての内容	1	0.20
株式交換により発行する新株式数	新株式の発行は行いません。	

(注) 1. 株式割当比率

協和エクシオは、本株式交換に際して、本株式交換の効力発生の直前のカナックの株主に対し、当該株主が保有するカナックの普通株式1株につき、0.20株の協和エクシオの普通株式を割当交付する予定です。ただし、協和エクシオが保有するカナック株式 3,286,800株については、株式交換による割当てを行いません。

2. 株式交換により交付する株式数

協和エクシオは、本株式交換に際して、新株の発行に代えて、その所有する自己の普通株式 646,231株を割当交付する予定です。

なお、株式交換により割当交付する株式数については、カナックが単元未満株主の単元未満株式買取請求や反対株主の株式買取請求等の適法な事由によって取得することとなる自己株式の消却等により今後修正される可能性があります。

3. 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、協和エクシオの単元未満株式を所有することとなるカナックの株主においては、所有株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とする協和エクシオの配当金を受領する権利を有することとなりますが、取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。協和エクシオの単元未満株式を所有することとなる株主においては、協和エクシオの株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

- ・ 単元未満株式の買増制度（一単元株への買増し）

株主が所有することとなる協和エクシオの単元未満株式とあわせて一単元となるよう、協和エクシオの株式を売り渡すことを請求することができる制度です。

なお、本日別途開示のとおり、協和エクシオは、株式の流動性の向上を目的に平成21年7月1日を効力発生日として単元株式数を 1,000株から 100株に変更する予定であります。

- ・ 単元未満株式の買取制度

会社法第192条第1項の規定に基づき、協和エクシオに対し、自己の有する単元未満株式を買取することを請求することができる制度です。

4. 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、協和エクシオの1株に満たない端数の交付を受けることとなる株主においては、会社法第234条第1項の規定により、その端数の合計数(その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。)に相当する協和エクシオの株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主に交付します。

(3) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

① 算定の基礎及び経緯

協和エクシオ及びカナックは、株式交換比率の公正性・妥当性を担保するために、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、協和エクシオはみずほインベスターズ証券株式会社(以下、「みずほインベスターズ証券」といいます。)を、カナックはTFPビジネスソリューション株式会社(以下、「TFPビジネスソリューション」といいます。)を、それぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

みずほインベスターズ証券は協和エクシオ及びカナックについて、市場株価法、ディスカунテッド・キャッシュフロー法(以下、「DCF法」といいます。)及び類似会社比較法により株式価値を評価し、株式交換割当株式数に関する分析を協和エクシオに報告しました。その結果、協和エクシオの1株あたりの株式価値を1とした場合の各評価手法におけるカナックの株式価値は、下表のとおりとなります。

評価手法	株式交換比率の評価レンジ
市場株価法	0.222～0.239
DCF法	0.008～0.096
類似会社比較法	0.134～0.203

なお、みずほインベスターズ証券は、市場株価法による市場株価の計算対象期間として、平成21年5月8日を基準日とし、基準日の終値、基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の出来高加重平均を用いて株式価値の評価を行っております。

みずほインベスターズ証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報および公開情報を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報が正確かつ完全であること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実のみずほインベスターズ証券に対して未開示の事実はないこと等の種々の前提を置いており、かつ両社の個別の資産・負債について独自の評価または査定を行っていないことを前提としております。また、かかる算定において参照した両社の財務見通しについては、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は平成21年5月8日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。なお、みずほインベスターズ証券による交換比率算定書は、本株式交換の交換比率の公正性について何らの意見を表明するものではありません。

また、TFPビジネスソリューションは、協和エクシオ及びカナックについて、市場株価法、DCF法及び類似会社比較法により株式価値評価を行い、株式交換割当株式数に関する分析をカナックに報告しました。その結果、協和エクシオの1株あたりの株式価値を1とした場合の各評価手法におけるカナックの株式価値は、下表のとおりとなります。

評価手法	株式交換比率の評価レンジ
市場株価法	0.2287～0.2401
DCF法	0.0419～0.1139
類似会社比較法	0.1774～0.2048

なお、TFPビジネスソリューションは、市場株価法による市場株価の計算対象期間として、平成21年5月8日を基準日とし、基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の平均株価(終値単純平均及び出来高加重平均)を用いて株式価値の評価を行っております。

TFPビジネスソリューションは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び公開情報を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報が正確かつ完全であること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でTFPビジネスソリューションに対して未開示の事実はないこと等の種々の前提を置いており、かつ両社の個別の資産・負債について独自の評価または査定を行っていないことを前提としております。また、かかる算定において参照した両社の財務見通しについては、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は平成21年5月8日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。なお、TFPビジネスソリューションによる交換比率算定書は、本株式交換の公正性について何らの意見を表明するものではありません。

協和エクシオ及びカナックは、それぞれが委託した第三者算定機関から報告を受けた株式交換比率の試算結果を参考に、両社の資本関係、過去の類似の株式交換比率、両社の財務状況、財務予測等の要因を勘案し、検討・交渉・協議を重ねた結果、上記2.(2)の株式交換比率は両社にとって妥当であり、また両社株主の利益に資するものであるとの判断に至り、平成21年5月12日の両社の取締役会にて決議し、承認されました。

また、上記2.(2)の株式交換比率は、その前提となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

② 算定機関との関係

みずほインベスターズ証券及びTFPビジネスソリューションはいずれも、協和エクシオ及びカナックの関連当事者には該当いたしません。

(4) 株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

カナックは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

3. 株式交換当事会社の概要(平成21年3月31日現在)

(1)	商号	株式会社協和エクシオ	株式会社カナック
(2)	事業内容	情報通信・電気・環境設備工事業、情報システム事業	設備・通信・土木工事等に関する請負、工事資材・特殊事務機器及び建設機器等の販売、電子部品の組み立て
(3)	設立年月日	昭和29年5月17日	昭和21年9月25日
(4)	本店所在地	東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号	香川県高松市三谷町 136 番地
(5)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 石川 國雄	代表取締役社長 山田 栄
(6)	資本金	6,888 百万円	932 百万円
(7)	発行済株式数	117,812,419 株	6,527,200 株
(8)	純資産	101,878 百万円(連結)	1,705 百万円(連結)
(9)	総資産	179,555 百万円(連結)	5,130 百万円(連結)
(10)	決算期	3月31日	3月31日
(11)	従業員数	7,334 名(連結)	396 名(連結)
(12)	主要取引先	東日本電信電話(株) (株)NTTドコモ 西日本電信電話(株) その他	(株)協和エクシオ 香川県 高松市 その他

(13)	大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行 (株)(信託口 4G) 8.06% 日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口) 7.34% 日本トラスティ・サービス信託銀行 (株)(信託口) 6.95%	(株)協和エクシオ 50.36% カナック社員持株会 6.04% 大西大介 3.35%
(14)	主要取引銀行	(株)みずほ銀行 (株)三井住友銀行 (株)三菱東京UFJ銀行	(株)百十四銀行
(15)	当事会社間の関係等	資本関係	協和エクシオはカナックの発行済株式の 50.36%を保有しており、カナックは協和エクシオの連結子会社であります。
		人的関係	協和エクシオの取締役 1 名がカナックの取締役を兼任しております。 また、カナックから協和エクシオへ社員の出向を行っております。
		取引関係	カナックは、協和エクシオより主として電気通信工事の発注を受け、その工事を施工しております。直前事業年度(平成21年3月期)における同社発注工事の売上高は 2,603 百万円であります。
		関連当事者への該当状況	カナックは、協和エクシオの連結子会社であり、したがって協和エクシオとカナックは相互に関連当事者に該当します。

(16) 最近3年間の業績

決算期	協和エクシオ (完全親会社) (連結)			カナック (完全子会社) (連結)		
	平成19年 3月期	平成20年 3月期	平成21年 3月期	平成19年 3月期	平成20年 3月期	平成21年 3月期
売上高(百万円)	303,537	287,744	288,017	8,717	7,828	7,752
営業利益(百万円)	20,453	16,400	18,871	62	△79	△106
経常利益(百万円)	21,117	17,203	19,489	140	△24	△83
当期純利益(百万円)	11,023	10,685	9,388	37	△53	△1,475
1株当たり当期純利益(円)	100.33	98.42	88.50	5.7	△8.19	△226.31
1株当たり配当金(円)	18	20	20	10	3	—
1株当たり純資産(円)	768.81	836.10	903.15	519.47	494.48	256.51

4. 株式交換後の状況

(1)	商 号	株式会社協和エクシオ
(2)	事 業 内 容	情報通信・電気・環境設備工事業、情報システム事業
(3)	本 店 所 在 地	東京都渋谷区渋谷三丁目 29 番 20 号
(4)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 石川 國雄
(5)	資 本 金	6,888 百万円
(6)	総 資 産	現時点では確定していません。
(7)	純 資 産	現時点では確定していません。
(8)	決 算 期	3月31日

(9) 会計処理の概要

本株式交換は、共通支配下取引等のうち少数株主との取引に該当する見込みです。なお、本株式交換に伴い、発生するのれんの金額は現時点において未定ですが、その金額は少額の見込みです。

(10) 今後の見通し

協和エクシオは既にカナックを連結子会社としており、本株式交換による協和エクシオの業績に与える影響は、連結・単体ともに軽微であると見込んでおります。

以 上